

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3662005号
(P3662005)

(45) 発行日 平成17年6月22日(2005.6.22)

(24) 登録日 平成17年4月1日(2005.4.1)

(51) Int.C1.⁷

F 1

G07G 1/12
G06F 17/60G07G 1/12 321M
G06F 17/60 118
G06F 17/60 318C
G06F 17/60 324

請求項の数 6 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2002-72833 (P2002-72833)
(22) 出願日	平成14年3月15日 (2002.3.15)
(65) 公開番号	特開2003-272056 (P2003-272056A)
(43) 公開日	平成15年9月26日 (2003.9.26)
審査請求日	平成14年3月15日 (2002.3.15)

(73) 特許権者	000003562 東芝テック株式会社 東京都品川区東五反田二丁目17番2号
(74) 代理人	100058479 弁理士 鈴江 武彦
(74) 代理人	100084618 弁理士 村松 貞男
(74) 代理人	100068814 弁理士 坪井 淳
(74) 代理人	100092196 弁理士 橋本 良郎
(74) 代理人	100091351 弁理士 河野 哲
(74) 代理人	100088683 弁理士 中村 誠

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】サービスポイント付与装置及びサービスポイント付与方法並びにサービスポイント付与プログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

1 商取引のデータ入力に基づいて算出されるサービスポイントを、当該商取引の買入側に付与するサービスポイント付与装置において、

前記サービスポイントの計算に用いる取引倍率を前記商取引毎に決定する倍率決定手段と、この倍率決定手段により決定された1商取引の取引倍率が予め設定されている上限倍率を越えるか比較する倍率比較手段と、この倍率比較手段により前記取引倍率が前記上限倍率を超えるときには前記上限倍率を当該商取引の取引倍率として採用し、前記取引倍率が前記上限倍率以下のときには前記取引倍率を当該商取引の取引倍率として採用して前記サービスポイントを算出するポイント計算処理手段とを具備したことを特徴とするサービスポイント付与装置。

【請求項 2】

前記倍率決定手段は、全取引共通の基準倍率に、商取引毎にその取引内容に応じて導出される付加倍率を掛け合わせた値を当該商取引の取引倍率とする請求項1記載のサービスポイント付与装置。

【請求項 3】

1 商取引のデータ入力に基づいてサービスポイントを算出し、当該商取引の買入側に付与するコンピュータのサービスポイント付与方法であって、

前記コンピュータが、サービスポイントの計算に用いる取引倍率を前記商取引毎に決定するステップと、

10

20

前記コンピュータが、前記決定ステップにおいて決定された1商取引の取引倍率が予め設定されている上限倍率を越えるか比較するステップと、

前記コンピュータが、前記比較ステップにおいて前記取引倍率が前記上限倍率を超えるときには前記上限倍率を当該商取引の取引倍率として採用し、前記取引倍率が前記上限倍率以下のときには前記取引倍率を当該商取引の取引倍率として採用して前記サービスポイントを算出するステップと、

前記コンピュータが、前記算出ステップにおいて算出されたサービスポイントを当該商取引の買入側に付与するステップとからなることを特徴とするサービスポイント付与方法。

【請求項4】

10

前記コンピュータが行う取引倍率を決定するステップは、全取引共通の基準倍率に、商取引毎にその取引内容に応じて導出される付加倍率を掛け合わせた値を当該商取引の取引倍率とすることを特徴とする請求項3記載のサービスポイント付与方法。

【請求項5】

20

1商取引のデータ入力に基づいて算出されるサービスポイントを、当該商取引の買入側に付与する機能を有したコンピュータに、

前記サービスポイントの計算に用いる取引倍率を前記商取引毎に決定する機能と、この機能により決定された1商取引の取引倍率が予め設定されている上限倍率を越えるか比較する機能と、この機能により前記取引倍率が前記上限倍率を超えるときには前記上限倍率を当該商取引の取引倍率として採用し、前記取引倍率が前記上限倍率以下のときには前記取引倍率を当該商取引の取引倍率として採用して前記サービスポイントを算出する機能とを実現させるためのサービスポイント付与プログラム。

【請求項6】

前記取引倍率を決定する機能は、全取引共通の基準倍率に、商取引毎にその取引内容に応じて導出される付加倍率を掛け合わせた値を当該商取引の取引倍率とする請求項5記載のサービスポイント付与プログラム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、電子式キャッシュレジスタ、POS(Point Of Sales)ターミナル等のサービスポイント付与機能を有したサービスポイント付与装置及びこの装置のサービスポイント付与方法並びにコンピュータにサービスポイント付与機能を実現させるためのサービスポイント付与プログラムに関する。

30

【0002】

【従来の技術】

ポイントサービス制度は、小売店や飲食店等で以前から導入されている。この制度は、顧客との商品売買取引毎に、その商品の売上金額に基づいてサービスポイントを算出して顧客に付与し、一定ポイント以上溜まった顧客に対して店が値引や商品券発行等の特典を与える。この制度を導入することにより、顧客がポイントを貯めるために頻繁に来店するようになるので、顧客の定着化を図ることができる。

40

【0003】

しかし最近では、多くの店でポイントサービス制度が導入されているため、単純に売上金額に比例してサービスポイントを付与するだけでは顧客にとって魅力あるものとは言えず、顧客を定着させることができないのが実情であった。そこで、例えば一定のセール期間を定め、この期間中はサービスポイントが通常の複数倍で顧客に付与されたり、また、顧客の誕生月や結婚記念日等にはサービスポイントの倍率がさらに増加されたりするようにして、サービス性を高めることができるが行なわれていた。

【0004】

ところで一般に、サービスポイントは、1商取引として売上げる各商品の販売データを登録処理する商品販売データ処理装置、いわゆる電子式キャッシュレジスタやPOSターミ

50

ナル等によって自動的に算出される。そして、算出されたサービスポイントは、例えば各顧客がそれぞれ所有するポイントカードに累計される。

【0005】

そこで、上記商品販売データ処理装置のなかには、種々のポイント倍率を設定可能とし、1商取引のデータ入力が行なわれると、この商取引の内容に該当するポイント倍率を全て取得する。そして、各ポイント倍率を掛け合わせて取引倍率を決定し、当該取引の売上金額から算出されるポイントにこの取引倍率を乗算して今回のサービスポイントを算出するようにしたものがあった。このような商品販売データ処理装置を使用することにより、顧客のニーズに合ったサービス性の高いポイントサービス制度を容易に実施できるようになる。

10

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、種々のポイント倍率を設定可能な従来の商品販売データ処理装置においては、商取引の内容に該当するポイント倍率を全て掛け合わせて取引倍率を決定していたので、倍率値の設定如何によっては取引倍率が大きくなりすぎて店側の利益がなくなってしまうおそれがあった。このため、倍率が掛け合わされることを考慮して各ポイント倍率を設定しなければならず、設定作業が非常に煩雑であった。

【0007】

本発明はこのような事情に基づいてなされたもので、その目的とするところは、サービスポイントの計算に用いられる取引倍率が高倍率になるのを防いで顧客のニーズに合ったサービス性の高いポイントサービス制度を容易に実施できるサービスポイント付与装置及びサービスポイント付与方法並びにサービスポイント付与プログラムを提供しようとするものである。

20

【0008】

【課題を解決するための手段】

本発明は、1商取引のデータ入力に基づいて算出されるサービスポイントを当該商取引の買入側に付与するサービスポイント付与装置（例えば電子式キャッシュレジスター、POSターミナル）及びこの装置のサービスポイント付与方法並びにコンピュータにサービスポイント付与機能を実現させるためのサービスポイント付与プログラムであって、サービスポイントの計算に用いる取引倍率を商取引毎に決定することと、1商取引の取引倍率が予め設定されている上限倍率を越えるか比較することと、取引倍率が上限倍率を超えるときには上限倍率を当該商取引の取引倍率として採用し、取引倍率が上限倍率以下のときには取引倍率を当該商取引の取引倍率として採用してサービスポイントを算出することを含む。

30

【0009】

したがって、サービスポイントの計算に用いる取引倍率は、上限倍率以下に制限されるので、上限倍率を超える取引倍率で算出されたサービスポイントが商取引の買入側に付与されることはない。

【0010】

【発明の実施の形態】

40

以下、本発明の実施の形態を図面を用いて説明する。

なお、この実施の形態は、取引内容に応じて導出される付加倍率として、ポイントカードの種類毎に指定される種別倍率と、同じくポイントカードの種類毎に年間の売上実績に応じて段階的に指定される累進倍率とを設定可能なサービスポイント付与機能を有したPOSターミナルに本発明を適用した場合である。

【0011】

図1は、本実施の形態におけるPOSターミナルの要部構成を示すブロック図であって、このPOSターミナルには、コンピュータ本体としてCPU(Central Processing Unit)1が搭載されている。そしてこのCPU1に、アドレスバス、データバス等のバスライン2を介して、主記憶部としてのROM(Read Only Memory)3及びRAM(Random Acc

50

ess Memory) 4 と、補助記憶装置としての H D D (Hard Disk Drive) 装置 5 が接続されている。

【0012】

また、上記バスライン 2 には、現在の日付及び時刻を計時する時計部 6 の他、通信インターフェース 7、I / O (Input / Output) ポート 8、キーボードコントローラ 9、2 つの表示コントローラ 10, 11、プリンタコントローラ 12、カードリーダライタコントローラ 13 等の入出力部が接続されている。

【0013】

通信インターフェース 7 には、図示しないが、L A N (Local Area Network) 等の通信回線を介してホスト装置（例えば、ストアコントローラ）が接続されている。 10

【0014】

I / O ポート 8 には、モードスイッチ 14 からの信号が入力される。また、C P U 1 からの指令によりドロワ 15 に対して駆動信号が出力される。ドロワ 15 は、現金等を収容するため設けられており、駆動信号の入力により自動的に開放動作する。モードスイッチ 14 は、「登録」、「点検」、「精算」、「設定」等の各種業務モードを選択しその実行を C P U 1 に指令するもので、例えば鍵にて切替操作される。因みに、「登録」とは、1 商取引のデータとして入力された各商品の販売データをメモリに登録処理する業務のモードである。「点検」とは、「登録」業務の実行によってメモリに登録処理された内容をレポート出力する業務のモードである。「精算」とは、「登録」業務の実行によってメモリに登録処理された内容をレポート出力した後、そのメモリの内容をクリアする業務のモードである。「設定」とは、各種の業務を実行する上で必要なデータを予めメモリに設定する業務のモードである。 20

【0015】

キーボードコントローラ 9 には、キーボード 16 が接続されている。キーボード 16 には、図 2 に示すように、数値データを置数入力するための置数キー 21、商品を分類する部門コードがそれぞれプリセットされた複数の部門キー 22 の他、クリアキー 23、小計キー 24、預 / 現計キー 25、乗算キー 26、取消キー 27 等の各種キーが配置されている。預 / 現計キー 25 は、1 商取引の商品登録終了を宣言する登録締めキーとして機能する。 30

【0016】

一方の表示コントローラ 10 には、オペレータ用のディスプレイ 17 が接続されており、他方の表示コントローラ 11 には客用表示器 18 が接続されている。ディスプレイ 17 及び客用表示器 18 には、1 商取引のデータとして入力された各商品の品名、金額や合計金額、釣銭額等が表示される。 30

【0017】

プリンタコントローラ 12 には、レシートの印字及び発行を行なうためのプリンタ 19 が接続されている。レシートには、1 商取引における各販売商品の品名、金額、合計金額や、取引日時、取引番号等の他、この1商取引のデータ入力に基づいて算出されるサービスポイント等が印字される。 40

【0018】

カードリーダライタコントローラ 13 には、カードリーダライタ 20 が接続されている。カードリーダライタ 20 は、図 3 に示すように、磁気カードからなるポイントカード 31 の磁気ストライプ部 32 にデータを書込んだり、磁気ストライプ部 32 に記録されたデータを読み取ったりする。ポイントカード 31 は、サービスポイントの提供を受けられるポイント会員として契約をした各顧客に対してそれぞれ発行されるもので、この実施の形態では、一般会員用カード、特別会員用カード及び社員用カードの3種類のカードが存在するものとする。各ポイントカード 31 の磁気ストライプ部 32 には、カード毎に異なるカード番号と、カードの種類を識別する種別コードと、そのカードを所有する顧客に対して付与されたサービスポイントの累計ポイントと、その顧客の年間売上実績である累積金額とが記録される。なお、ポイントカード 31 は、磁気カードに限定されるものではなく、I 50

Cカードやリライタブルマーキング技術を利用したリライトカード等であってもよい。

【0019】

係る構成のPOSターミナルは、サービスポイント付与機能に関連して、図4に示すように、ポイント基準金額エリア及びポイント倍率エリアが形成されたポイント設定ファイル41と、ポイントカード31の種類（一般会員用、社員用、特別会員用）毎に、種別倍率エリア、3段階の累進倍率エリア及び上限倍率エリアが形成されたカード種別設定ファイル42とが、HDD装置5に保存されている。そして、ポイント設定ファイル41及びカード種別設定ファイル42の各エリアには、「設定」モードにおいて、キーボード16のキー入力により任意の数値がそれぞれ設定されるようになっている。

【0020】

因みに、ポイント設定ファイル41において、ポイント基準金額エリアには、サービスポイントの1ポイントに相当する金額が設定される。また、ポイント倍率エリアには、全取引共通に適用されるポイント基準倍率が設定される。

【0021】

一方、カード種別設定ファイル42において、種別倍率エリアには、ポイントカード31の種類別に指定された種別倍率が設定される。年間売上実績に相当する累積金額範囲によって3段階に区分された累進倍率エリアには、ポイントカード31の種類毎にそれぞれ段階別に指定された累進倍率が設定される。上限倍率エリアには、ポイントカード31の種類毎に指定された取引倍率の上限値（上限倍率）が設定される。

【0022】

また、このPOSターミナルは、サービスポイント付与機能に関連して、図5に示すように、カード種別メモリ51、累計ポイントメモリ52、累計金額メモリ53、登録中フラグメモリ54、取引合計器メモリ55及び合計倍率メモリ56がRAM4に形成されている。そして、カード種別メモリ51、累計ポイントメモリ52及び累計金額メモリ53には、カードリーダライタ20によってポイントカード31から読み出されたカード種別、累計ポイント及び累計金額の各データL,P,Gが格納される。登録中フラグメモリ54には、1商取引の商品登録開始に応じて“1”にセットされ、商品登録終了に応じて“0”にリセットされる登録中フラグFが格納される。取引合計器メモリ55には、1商取引のデータとして入力された全販売商品の合計金額Aが格納される。合計倍率メモリ56には、前記ポイント設定ファイル41に設定されたポイント基準倍率と、1商取引の内容に応じて前記カード種別設定ファイル42から導出される種別倍率及び累進倍率とを掛け合わせた合計倍率Bが格納される。

【0023】

しかし、POSターミナルのCPU1は、「登録」モードにおいて、登録締めキーの入力を検知すると、図6の流れ図に示す締めキー入力処理を開始する。先ず、CPU1は、ST1として登録中フラグFがセットされているか否かをチェックする。そして、登録中フラグFがリセットされていた場合には、1商取引のデータ入力無しに登録締めキーが操作された誤操作なので、エラーとする。

【0024】

ST1にて登録中フラグFがセットされていた場合には、1商取引の商品登録終了が宣言されたので、ST2として登録締め処理を実行する。この処理は、登録締めキーが預り現計キー25の場合には、取引合計器メモリ55に格納された合計金額Aと預り金額とから釣銭額を算出し、ディスプレイ17及び客用表示器18に表示させる処理である。

【0025】

登録締め処理を終了すると、CPU1は、ST3としてカードリーダライタ20によりポイントカード31のデータ（カード番号、カード種別、累計ポイント、累計金額）が読み取られているか否かを判断する。そして、ポイントカード31のデータが読み取られている場合には、ポイント会員である顧客との商取引なのでST4～ST10の処理を各実行し、読み取られていない場合には、ポイント会員以外の顧客との商取引なのでST4～ST10の処理を省略する。

10

20

30

40

50

【0026】

S T 4 ~ S T 6 では、ポイントカード 3 1 から読取ったカード種別、累計ポイント及び累計金額の各データ L , P , G を、それぞれカード種別メモリ 5 1 , 累計ポイントメモリ 5 2 及び累計金額メモリ 6 3 に格納する。S T 7 では、累計金額メモリ 6 3 のデータ（カード累計金額）G に取引合計器メモリ 5 5 のデータ（今回取引合計金額）A を加算する。S T 8 では、今回ポイント P 0 の計算処理を実行する。この今回ポイント計算処理については後述する。S T 9 では、累計ポイントメモリ 5 2 内のデータ（カード累計ポイント）P に S T 8 の今回ポイント計算処理で算出された今回ポイント P 0 を加算する。S T 10 では、累計ポイントメモリ 5 2 のデータ（P + P 0 ）と累計金額メモリ 5 3 のデータ（G + A ）とをカードリーダライタ 2 0 に出力して、ポイントカード 3 1 の累計ポイント及び累計金額を更新する。10

【0027】

その後、C P U 1 は、S T 11 としてプリンタ 1 9 を駆動させて、当該 1 商取引で販売登録された各商品の登録情報、合計情報、今回ポイント、累計ポイント等を印字したレシートを発行させる。また、S T 12 としてドロワ 1 5 の開放を指令する。さらに、S T 13 としてカード種別メモリ 5 1 , 累計ポイントメモリ 5 2 , 累計金額メモリ 5 3 , 取引合計器メモリ 5 4 及び合計倍率メモリ 5 5 の各データをクリアする。しかる後、S T 14 として登録中フラグ F をリセットしたならば、この締めキー入力処理を終了する。

【0028】

図 7 は、今回ポイント計算処理を具体的に示す流れ図である。この処理は、R O M 3 に予め設定されたサービスポイント付与プログラムに従ったものである。なお、サービスポイント付与プログラムは、通信インターフェース 7 を介して外部からH D D 装置 5 等にダウンロードされてもよい。20

【0029】

C P U 1 は、この今回ポイント計算処理に入ると、先ず、S T 2 1 としてポイント設定ファイル 4 1 からポイント基準金額を読み出すとともに、取引合計器メモリ 5 5 から取引合計金額 A を読み出す。そして、取引合計金額 A をポイント基準金額で除算し、その商の小数点以下を切り捨てた整数値を基本ポイント Q として算出する。

【0030】

次に、C P U 1 は、S T 2 2 としてカード種別メモリ 5 1 からカード種別データ L を読み出す。そして、カード種別設定ファイル 4 2 を検索して、当該カード種別データ L に対応する種別倍率を第 1 の付加倍率 B 1 として導出する。また、S T 2 3 として累計金額メモリ 5 3 から累計金額データ G を読み出す。そして、カード種別設定ファイル 4 2 を検索して、カード種別データ L に対応する 3 段階の累進倍率のなかから、当該累計金額データ G が属する段階の累進倍率を第 2 の付加倍率 B 2 として導出する。30

【0031】

次に、C P U 1 は、S T 2 4 としてポイント設定ファイル 4 1 からポイント基準倍率を読み出す。そして、このポイント基準倍率に第 1 の付加倍率（種別倍率）B 1 と第 2 の付加倍率（累進倍率）B 2 とを掛け合わせて取引倍率 B を算出する（倍率決定手段）。

【0032】

次に、C P U 1 は、S T 2 5 としてカード種別設定ファイル 4 2 を検索して、当該カード種別データ L に対応する上限倍率を導出する。そして、この上限倍率と取引倍率 B とを比較して、取引倍率 B が上限倍率を超えるか否かを判定する（倍率比較手段）。40

【0033】

ここで、取引倍率 B が上限倍率を超えない場合には、S T 2 6 として取引倍率 B を今回サービスポイントの取引倍率 B 0 として採用する。これに対し、取引倍率 B が上限倍率を超える場合には、S T 2 7 として上限倍率を今回サービスポイントの取引倍率 B 0 として採用する。そして、S T 2 8 として前記基本ポイント Q に今回サービスポイントの取引倍率 B 0 を乗算して、今回サービスポイント P 0 を算出する（ポイント計算処理手段）。

【0034】

50

このように本実施の形態のPOSターミナルにおいては、ポイントカード31を提示した顧客との商取引に関して商品販売データが入力され、続いて登録締めキーが入力されて商品登録終了が宣言されると、次の手順でサービスポイントが算出される。

【0035】

先ず、当該商取引の合計金額Aと、予め設定されているポイント基準金額とから基本ポイントQが算出される。次に、当該顧客が提示したポイントカード31の種類に対応した種別倍率B1と、当該顧客の年間売上実績に対応した累進倍率B2とが、カード種別設定ファイル42から導出される。そして、予め設定されているポイント基準倍率に、上記種別倍率B1と累進倍率B2とがそれぞれ掛け合わせて、取引倍率Bが算出される。次に、この取引倍率Bが前記ポイントカード31の種類に対応して予め設定されている上限倍率を超えるか比較される。その結果、取引倍率Bが上限倍率以下である場合には、その取引倍率がそのまま採用される。そして、前記基本ポイントQに取引倍率Bが乗算されて、今回ポイントP0が算出される。これに対し、取引倍率Bが上限倍率を超える場合には、上限倍率が採用される。そして、前記基本ポイントQに上限倍率が乗算されて、今回ポイントP0が算出される。

【0036】

したがって、ポイント基準倍率に、商取引の内容に応じて導出される種別倍率B1と累進倍率B2とがそれぞれ掛け合わせて算出される取引倍率Bが上限倍率を超えるときには、上限倍率が取引倍率として採用されてサービスポイントが計算されるので、上限倍率を超える倍率で計算されたサービスポイントが商取引の買入側である顧客に付与されることはない。

【0037】

例えば今、ポイント設定ファイル41及びカード種別設定ファイル42の各エリアに図2に示す値がそれぞれ設定されていたとする。この状態において、第1の例として、一般会員用のポイントカード31を有し、年間売上実績であるカード累計金額が20万円以上の顧客との商取引を処理した場合、ポイント基準倍率が2倍であり、種別倍率が1倍であり、累進倍率が3倍であるので、取引倍率は6倍となる。この取引倍率6倍は、一般会員用ポイントカード31の上限倍率8倍以下なので、取引倍率6倍が採用されてサービスポイントが計算される。

【0038】

また、第2の例として、例えば特別会員用のポイントカード31を有し、年間売上実績であるカード累計金額が20万円以上の顧客との商取引を処理した場合、ポイント基準倍率が2倍であり、種別倍率が3倍であり、累進倍率が5倍であるので、取引倍率は30倍となる。この取引倍率30倍は、特別会員用ポイントカード31の上限倍率30倍以下なので、取引倍率30倍が採用されてサービスポイントが計算される。

【0039】

ところが、一般会員用ポイントカード31に対応した累計金額20万円以上の累進倍率を誤って例えば30倍と設定してしまった場合には、前記第1の例では取引倍率が60倍と算出される。従来であれば、この取引倍率60倍でサービスポイントが計算されていたために、店側にとって大きな不利益となる。しかし本実施の形態では、取引倍率60倍は一般会員用ポイントカード31の上限倍率8倍を超えるので、上限倍率8倍が採用されてサービスポイントが計算される。したがって、上限倍率を適正な値に設定しておくことによって、店側にとって不利益となるサービスポイントが付与されることはない。

【0040】

同様に、特別会員用ポイントカード31に対応した累計金額20万円以上の累進倍率を誤って例えば10倍と設定してしまった場合に、前記第2の例では取引倍率が60倍と算出されるが、このときも特別会員用ポイントカード31の上限倍率30倍が採用されてサービスポイントが計算されるので問題はない。

【0041】

このように本実施の形態によれば、上限倍率として適正な値に設定しておくことによって

10

20

30

40

50

、サービスポイントの計算に用いられる取引倍率が高倍率になるのを防ぐことができる。したがって、種別倍率や累進倍率等を設定する際に、店にとって不利益となる取引倍率が発生することを意識して設定する必要がない。しかも、倍率に設定ミスがあっても店側にとって不利益となるサービスポイントが付与されることはないので、設定作業を大幅に容易化できる。

【0042】

なお、前記実施の形態では、上限倍率をポイントカード31の種類毎に設定したが、全カード共通に上限倍率を設定してもよい。また、取引内容に応じて導出される付加倍率は、前記種別倍率や累進倍率に限定されるものではなく、例えば顧客の誕生日や結婚記念日等の個人情報によって導出される倍率や、特定の商品を購入したときに導出される倍率等であってもよい。10

【0043】

また、前記実施の形態では、基準倍率と付加倍率とを掛け合わせた値を取引倍率としたが、取引倍率決定手段はこれに限定されるものではなく、例えば基準倍率と付加倍率とを加算した値を取引倍率とするものも本発明に含まれる。

【0044】

また、前記実施の形態では、ポイントカードの累計ポイントに今回のサービスポイントを加算することによって、商取引の買入側にポイントを付与する場合を示したが、ポイントカードの代わりに、ブルートゥース等の近距離無線通信に対応した携帯電話機を使用し、この携帯電話機のメモリに記憶される累計ポイントに今回のサービスポイントを加算することによって、商取引の買入側にポイントを付与することも可能である。また、累計ポイントをカード状記憶媒体や携帯電話機のメモリに記憶するだけでなく、ホスト装置にカード番号と対応付けて累計ポイントを記憶する顧客ファイルを設け、この顧客ファイルの累計ポイントに今回のサービスポイントを加算することによって、商取引の買入側にポイントを付与するようにしてもよい。さらに、この発明は、サービスポイントを累計せず、レシートに今回のサービスポイントを印字するだけで顧客に付与する方式も含むものである。20

【0045】

この他、本発明をPOSターミナル以外のサービスポイント付与機能を有した電子機器に適用する等、本発明の要旨を逸脱しない範囲で種々変形実施可能であるのは勿論である。

【0046】

【発明の効果】

以上詳述したように本発明によれば、サービスポイントの計算に用いられる取引倍率が高倍率になるのを防ぐことができ、顧客のニーズに合ったサービス性の高いポイントサービス制度を容易に実施することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の一実施の形態であるPOSターミナルの要部構成を示すブロック図。

【図2】 同実施の形態におけるPOSターミナルのキーボードを示す模式図。

【図3】 同実施の形態で使用されるポイントカードを示す模式図。

【図4】 同実施の形態におけるPOSターミナルのHDD装置で保存されるポイント設定ファイル及びカード種別設定ファイルのデータ構造を示す図。30

【図5】 同実施の形態におけるPOSターミナルのRAMに形成される主要なメモリエリアを示す図。

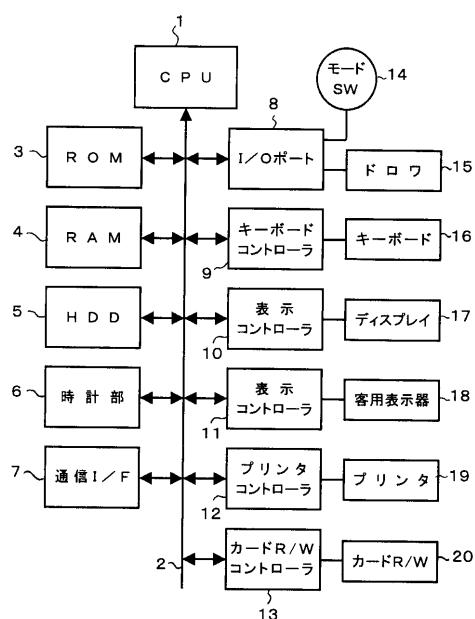
【図6】 同実施の形態におけるPOSターミナルのCPUが登録モード時に実行する締めキー入力処理の要部を示す流れ図。

【図7】 図6の今回ポイント計算処理を具体的に示す流れ図。

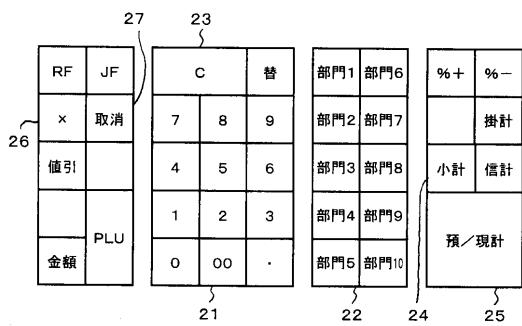
【符号の説明】

1...CPU、3...ROM、4...RAM、5...HDD装置、16...キーボード、20...カードリーダライタ、31...ポイントカード、41...ポイント設定ファイル、42...カード種別設定ファイル、55...取引合計器メモリ、56...合計倍率メモリ。

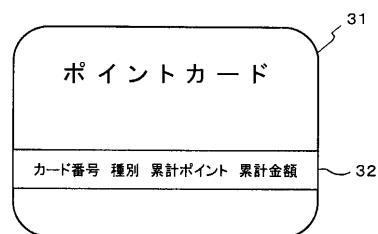
【図1】



【図2】



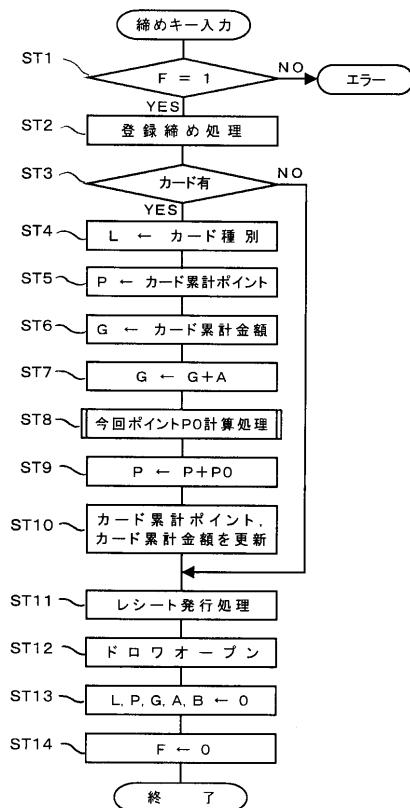
【図3】



【図4】

ポイント基準金額	100	41		
ポイント倍率	2			
		42		
種別	累進倍率			上限倍率
	0~10万	10~20万	20万~	
一般会員	1	2	3	8
社員	2	1	3	15
特別会員	3	1	5	30

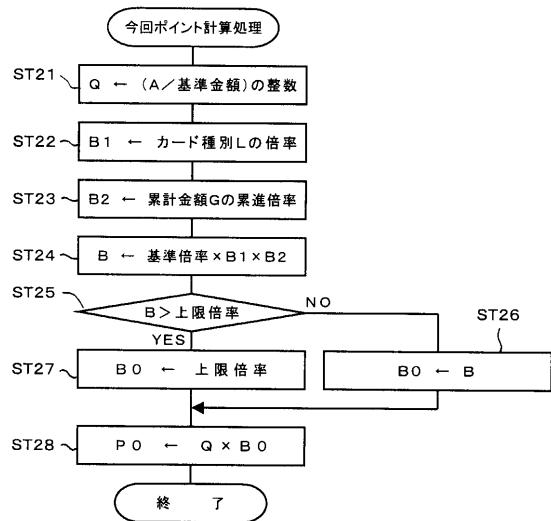
【図6】



【図5】

カード種別	L	51
累計ポイント	P	52
累計金額	G	53
登録中フラグ	F	54
取引合計器	A	55
合計倍率	B	56

【図7】



フロントページの続き

(74)代理人 100070437

弁理士 河井 将次

(72)発明者 山田 孝彦

静岡県田方郡大仁町大仁570番地 東芝テック株式会社大仁事業所内

審査官 大山 広人

(56)参考文献 特開平11-154182(JP,A)

特開平03-110699(JP,A)

特開2001-195661(JP,A)

特開平11-316879(JP,A)

登録実用新案第3084490(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

G07G 1/00 - 1/14

G06F 17/60